

ご注意

古い工場やビル[※]をお持ちの皆様へ!

※ 昭和52年(1977年)3月より以前に建てられた工場やビルを指します

PCB使用製品・PCB廃棄物の確認、あなたは大丈夫ですか?



健康被害が出るおそれがあります!



処分しないと**罰則!**



まもなく**処分**できなくなる!



[高濃度PCB廃棄物の処分期間]

※ 低濃度PCB廃棄物の処分期間は平成39年3月31日まで

大阪事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成**33年3月31日**まで

照明器具の安定器* 平成**33年3月31日**まで

北九州事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成**30年3月31日**まで

照明器具の安定器* 平成**33年3月31日**まで

北海道(室蘭)事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成**34年3月31日**まで

照明器具の安定器* 平成**35年3月31日**まで

東京事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成**34年3月31日**まで

照明器具の安定器* 平成**35年3月31日**まで

豊田事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成**34年3月31日**まで

照明器具の安定器* 平成**33年3月31日**まで



※ マークは処理施設の場所です。

* 安定器及び汚染物等(小型電気機器の一部を除く)



詳しくは「ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト」をご確認ください

今すぐ裏面をご確認ください。

銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり大変危険です。 必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。

PCB ポリ塩化ビフェニル ってなに？

PCBは燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、変圧器やコンデンサー、安定器等の電気機器の絶縁油として広く使用されました。しかし、有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用は禁止されました。このため、絶縁油にPCBを使用した変圧器やコンデンサー、安定器等で廃棄物になったものはPCB廃棄物として特別な保管・処分をしなければなりません。



注意点

- PCB廃棄物はPCBの漏洩が生じないように適正に保管・管理してください。
- 保管及び処分の状況について都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)に毎年届け出なければなりません。
- 収集運搬や処分するときは許可業者に委託しなければなりません。
- PCB廃棄物の譲り渡し、譲り受けは原則禁止されています。



高圧変圧器

高圧コンデンサー

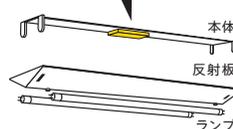


今すぐ
ご確認
ください!

高圧引き込み線がある建物は要注意!



業務用・施設用蛍光灯の安定器



蛍光灯安定器の劣化により
蛍光灯機器から
PCB油が
漏れ出した例

健康被害が出るおそれがあります!



PCBは急性毒性はありませんが、脂肪に溶けやすく、慢性的に摂取すると体内に蓄積し、様々な症状を引き起こすおそれがあります。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着などから始まり、ついで、座瘡様皮疹(塩素ニキビ)、爪の変形、まぶたや関節のはれなどが報告されています。1968年に「カネミ油症」という日本史上に残るような食中毒事件がありました。PCBを摂取した人から生まれた赤ちゃんの皮膚にはメラニン沈着が起き、生まれた赤ちゃんの肌が黒くなってしまいます。「黒い赤ちゃん」という名前で報道され、事件の象徴的ワードとして社会に大きな衝撃を与えました。



処分しないと罰則!

国際条約と法律でPCB廃棄物の処分は義務付けされており、地域ごとに定められた期限までに処分をしないと罰則があります。詳しくはホームページをご確認ください。

▶ <http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf>

また、不法投棄、不法な譲渡、無許可業者への処分等の委託は禁止されています。処分するまでは適正に保管してください。改善命令違反には三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又は併科が処せられます。



まもなく処分できなくなる!

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければならず、処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。この期限は、処理施設の立地自治体との約束で設けられており、期限の延長はできません。期限間際には混雑が予想されるため、早めの手続きをお願いします。国としても、国際的に定められた期限までにPCBを処分しなければならないことから、責任を持って取組を進めています。

PCB使用製品・PCB廃棄物を処分するまでの流れ

STEP 1

PCBが含まれているか確認する

PCB含有の有無を事業者自身で確認する必要があります。大変危険ですので、必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会ホームページを参照してください。

▶ <http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/syurui.html>

PCB廃棄物

高濃度PCB廃棄物

処理

中間貯蔵・環境安全事業
株式会社(JESCO)

低濃度PCB廃棄物

処理

無害化処理認定施設
都道府県知事等許可施設

STEP 2

PCB特別措置法や電気事業法による届出

PCB使用製品の所有者は、変圧器・コンデンサー等を各産業保安監督部長に、照明器具の安定器等を都道府県知事(又は政令で定める市長)に、PCB廃棄物の保管事業者は、いずれも都道府県知事(又は政令で定める市長)に届出をしなければなりません。

STEP 3

収集・運搬/適正保管

PCB廃棄物の収集運搬業許可を取得している業者に委託し、契約後マニフェスト(伝票)の交付・保存(5年)、搬出の立ち合いが必要です。

STEP 4

処分

廃棄物のPCB濃度や保管事業者の地域によって処分する場所が異なります。また、高濃度PCB廃棄物を中小企業者等が処分する場合、費用が軽減される措置があります。詳しくは下記URLを参照してください。

▶ http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html

詳しくは「ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト」をご確認ください

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

PCB早期処理



注意

古い工場やビルを お持ちの皆様へ!

※ 昭和52年(1977年) 3月より以前に
建てられた工場やビルを指します

PCB使用製品・PCB廃棄物の確認、あなたは大丈夫ですか?



健康被害が出る
おそれがあります!



処分しないと**罰則!**



まもなく
処分できなくなる!

PCB ポリ塩化ビフェニル ってなに?

PCBは燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、変圧器やコンデンサー、安定器等の電気機器の絶縁油として広く使用されました。しかし、有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用は禁止されました。このため、絶縁油にPCBを使用した変圧器やコンデンサー、安定器等で廃棄物になったものはPCB廃棄物として特別な保管・処分をしなければなりません。



注意点

- PCB廃棄物はPCBの漏洩が生じないように適正に保管・管理してください。
- 保管及び処分の状況について都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)に毎年届け出なければなりません。
- 収集運搬や処分するときは許可業者に委託しなければなりません。
- PCB廃棄物の譲り渡し、譲り受けは原則禁止されています。



高圧変圧器

高圧コンデンサー

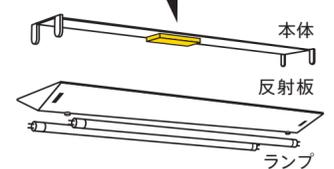


今すぐ
ご確認
ください!

**高圧引き込み線が
ある建物は要注意!**



業務用・施設用蛍光灯の安定器



蛍光灯安定器の劣化により
蛍光灯機器から
PCB油が
漏れ出した例

[高濃度PCB廃棄物の処分期間]

※ 低濃度PCB廃棄物の処分期間は平成39年3月31日まで

大阪事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成33年3月31日まで

照明器具の安定器* 平成33年3月31日まで

北九州事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成30年3月31日まで

照明器具の安定器* 平成33年3月31日まで

北海道(室蘭)事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成34年3月31日まで

照明器具の安定器* 平成35年3月31日まで

東京事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成34年3月31日まで

照明器具の安定器* 平成35年3月31日まで

豊田事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成34年3月31日まで

照明器具の安定器* 平成33年3月31日まで



※ マークは処理施設の場所です。
* 安定器及び汚染物等(小型電気機器の一部を除く)

詳しくは「ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト」をご確認ください

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

PCB早期処理



365日

※この数字は北九州事業エリアの期限までの残り日数です

健全な生活環境を守るための、 PCB廃棄物を処理できる期限が 迫ってまいりました。

古い工場やビル*を
お持ちの皆様へ！
PCB使用製品・PCB廃棄物の
確認は済んでいますか？

※昭和52年3月より以前に建てられた工場やビルを指します

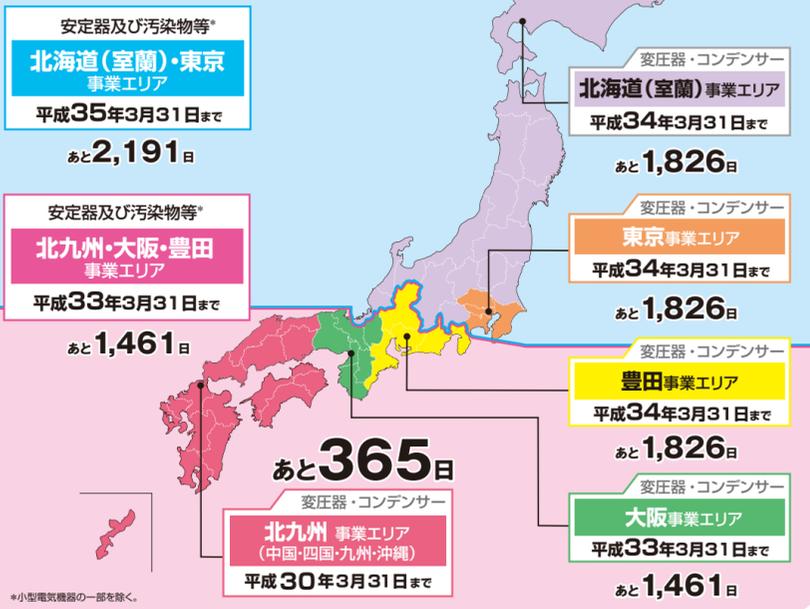
ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、人の健康及び生活環境に被害を与えるおそれがある物質です。

そのため、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)に基づいて、定められた期限までにPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進する必要があり、事業者の方々にもその計画的かつ適切な処分にご協力いただき、一日も早い処理完了に向けて取り組んでいます。

期限迫る！

PCB特措法の改正法が平成28年8月1日に施行され、計画的処理完了期限よりも1年前の時点で処分期間が設定され、この処分期間内の処分委託が義務づけられました。この期間をもっとも間近なものでは中国・四国・九州・沖縄地方の場合、**平成30年3月31日**までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)との処分委託の契約が必要になります。まずは都道府県または政令で定める市の窓口でPCBの保管状況等について届出をすることがPCB廃棄物の処理の第一歩となります。

高濃度PCB廃棄物の 処分期間と事業エリア



期限内に処理できなければ 罰則も。

高濃度PCB廃棄物の処分委託を処分期間内に行わなかった場合には、**3年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金または併科が処せられ、行政が代執行。**

PCB特措法の改正法が施行され、新たに高濃度PCB廃棄物の処分期間が設定され、高濃度PCB廃棄物の保管事業者は処分期間内に処分委託を行うことが義務づけられました。なお処分期間内に処分委託されていない場合には、環境大臣または都道府県知事からの改善命令の対象となります。高濃度PCB廃棄物は行政による代執行によって処分され、行政はその費用を保管事業者から徴収することができます。

補助金などの制度も確認を！

- 中小企業や個人などが高濃度PCB廃棄物を処分する際に、その処理費用を軽減する制度が運用されています。一定の規模以下の中小企業等が高濃度PCB廃棄物を処分する場合には処理料金の70%が軽減され、個人の場合には95%軽減されます。
- 平成29年度からPCB廃棄物の処分を行う中小企業等を対象とした、日本政策金融公庫による低金利の貸付制度が開始されます。この制度によって処分委託に必要な運転資金(処分委託費、保管費、運搬費を含む)について貸し付けを受けることができます。
- 「PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業」もスタート。PCB使用照明器具をLED照明器具に交換することにより、PCB廃棄物の早期処理が確実な場合には、LED照明器具の導入と設置費用の一部が支援されます。

PCBって何？

PCBは電気機器用の絶縁油、加熱や冷却用の熱媒体、感圧複写紙、塗料、印刷インキなど、さまざまな用途に利用されてきました。現在は新たな製造が禁止されています。急性毒性はありませんが、環境中で分解されにくい、生物の体内に濃縮しやすいなどの特徴があり、体内に蓄積されることで様々な症状を引き起こすおそれがあります。

用途	製品例・使用場所
変圧器用	ビル・病院・鉄道車両・船舶等の変圧器
コンデンサー用	蛍光灯の安定器・白黒テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサー 蓄電用コンデンサー
熱媒体(加熱用、冷却用)	各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、 船舶の燃料油予熱・集中暖房・パネルヒーター
潤滑油	高温潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤
絶縁用	電線の被覆・絶縁テープ
難燃用	ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂
その他	ニス、ワックス・アスファルトに混合
感圧複写紙	ノンカーボン紙(溶媒)、電子式複写機
塗料・印刷インキ	印刷インキ、難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水塗料
その他	紙等のコーティング、自動車のシーラント、陶器ガラス器の彩色 農薬の効力延長剤、石油添加剤

高濃度PCB廃棄物(PCBを使用している代表的な電気機器)

PCBが使用された代表的な電気機器には、高圧変圧器や高圧コンデンサー、安定器があります。変圧器とは、ある交流電圧をそれより高いか、または低い電圧に変える装置で、コンデンサーとは、電気を一時的に蓄える、電圧を調整する、位相を変化させる、といった機能を持つ装置です。



高圧変圧器



高圧コンデンサー



蛍光灯安定器

何で早く処理 しなければならないの？

破裂・漏えいの危険性

PCBが使用された電気機器の製造は既に中止されていますが、現在でも一部の施設等では使用が続けられている実態があります。これまでも、施設用蛍光灯で使用されている耐用年数を過ぎたPCB使用安定器が破裂し、PCB絶縁油が身体に付着するという事故も起こっていることから、国民の健康を保持するのみならず、環境汚染を防止するうえでも早急な処理完了を遂行します。

国際的な取り決め

PCBによる汚染が、PCBを使用していない北極圏などにも広がっており、ストックホルムで開催された外交会議において、平成37年までのPCBの使用の全廃、平成40年までにPCBの適正な処分を求める「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)」が採択され、日本もこの条約を締結しています。

処理施設の立地自治体との約束

処理の期限は処理施設が立地する各地元自治体との約束を踏まえて設定されたものであり、PCBの処理は地元の関係者のご理解とご協力の下で進められています。

まず何をすればいいの？

所在の調査・掘り起こし

有害物質であるPCBを含有している変圧器やコンデンサー、安定器などがあるかもしれませんので、電気室やキュービクル、古い照明器具などを確認してください。使用中の変圧器・コンデンサーは、近づくると感電の恐れがあり大変危険ですので、必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。また、安定器は、照明設備を管理する電気工事業者に相談する、ビルのメンテナンス会社に確認するなどしてください。

届出

PCB廃棄物のおそれがある廃電気機器、廃油、汚染物等(ウエス、汚泥等)については、PCB含有の有無を調査・分析し、PCB廃棄物の場合、届出、適正保管及び定められた期限までに処理・処分を行わなければなりません。PCBを含有している電気機器等が見つかった場合は、すぐに都道府県または政令で定める市に届出をお願いします。



365日

※この数字は北九州事業エリアの期限までの残り日数です

健全な生活環境を守るための、 PCB廃棄物を処理できる期限が 迫ってまいりました。

古い工場やビル*をお持ちの皆様へ！
PCB使用製品・PCB廃棄物の
確認は済んでいますか？

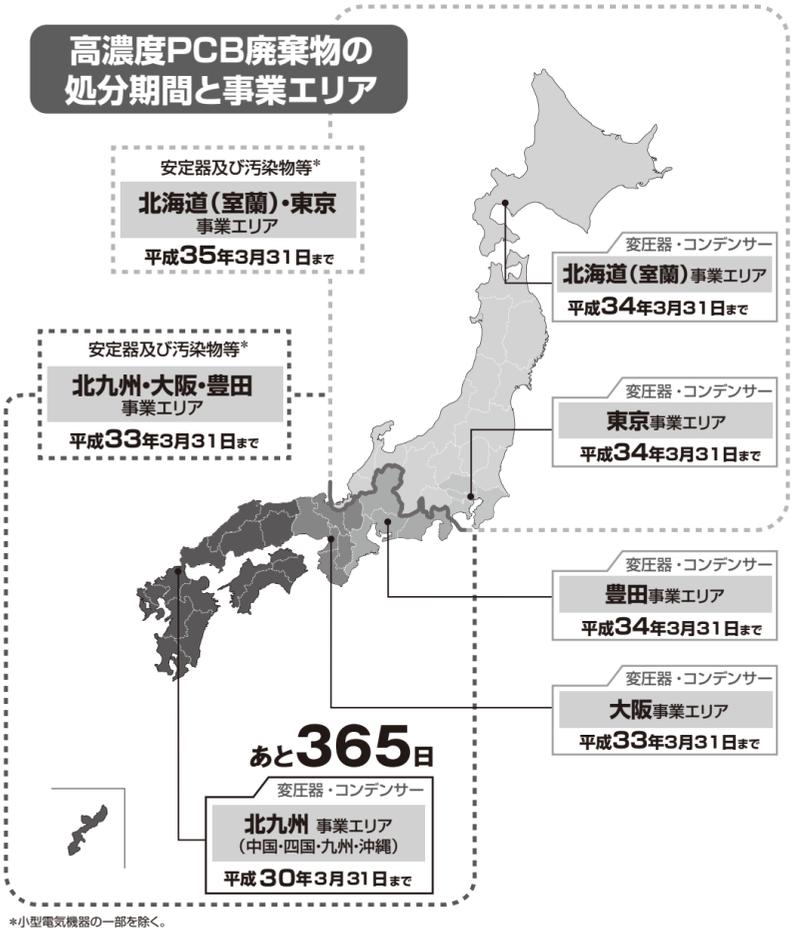
※昭和52年3月より以前に建てられた工場やビルを指します

ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、人の健康及び生活環境に被害を与えるおそれがある物質です。そのため、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)に基づいて、定められた期限までにPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進する必要があり、事業者の方々にもその計画的かつ適切な処分にご協力いただき、一日も早い処理完了に向けて取り組んでいます。

期限迫る！

高濃度PCB廃棄物の 処分期間と事業エリア

PCB特措法の改正法が平成28年8月1日に施行され、計画的処理完了期限よりも1年前の時点で処分期間が設定され、この処分期間内の処分委託が義務づけられました。この期間はずっとも間近なものでは中国・四国・九州・沖縄地方の場合、**平成30年3月31日**までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)との処分委託の契約が必要になります。まずは都道府県または政令で定める市の窓口でPCBの保管状況等について届出をすることがPCB廃棄物の処理の第一歩となります。



PCBって何？

PCBは、かつて学校や工場等で使われた蛍光灯の安定器をはじめ、変圧器やコンデンサーの絶縁油などに広く使われた化合物。急性毒性はありませんが、環境中で分解されにくい、生物の体内に濃縮しやすいなどの特徴があり、体内に蓄積されることで様々な症状を引き起こすおそれがあります。昭和43年にPCBが誤って混入した米ぬか油が流通し、約13,000人に深刻な健康被害をもたらした「カネミ油症事件」をきっかけに、新たな使用は禁止されました。漏洩したPCBが人体にかかる危険性がありますので、昭和52年3月までに建築・改修された建物で古い照明器具を使用されている場合は、安定器にPCBが使用されていないか速やかに確認してください。なお、昭和51年以前から使用されているPCBを含む変圧器やコンデンサーなどの製品(以下:PCB使用製品)は使用禁止の対象外でしたが、昨年のPCB特措法改正により処分期間終了までに、PCB廃棄物として処分委託を行うことが義務づけられました。



何で早く処理しなければいけないの？

破裂・漏えいの危険性

PCBが使用された電気機器の製造は既に中止されていますが、現在でも一部の施設等では使用が続けられている実態があります。これまでも、施設用蛍光灯で使用されている耐用年数を過ぎたPCB使用安定器が破裂し、PCB絶縁油が身体に付着するという事故も起こっていることから、国民の健康を保持するのみならず、環境汚染を防止するうえでも早急な処理完了を遂行します。

国際的な取り決め

PCBによる汚染が、PCBを使用していない北極圏などにも広がっており、ストックホルムで開催され

た外交会議において、平成37年までのPCBの使用の全廃、平成40年までにPCBの適正な処分を求める「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)」が採択され、日本もこの条約を締結しています。

処理施設の立地自治体との約束

処理の期限は処理施設が立地する各地元自治体との約束を踏まえて設定されたものであり、PCBの処理は地元の関係者のご理解とご協力の下で進められています。

期限内に処理できなければ罰則も。

高濃度PCB廃棄物の処分委託を処分期間内に行わなかった場合には、3年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金または併科が処せられ、行政が代執行。

PCB特措法の改正法施行により、新たに高濃度PCB廃棄物の処分期間が設定され、高濃度PCB廃棄物の保管事業者は処分期間内に処分委託を行うことが義務づけられました。

処分期間内に処分委託されていない場合には、環境大臣または都道府県知事からの改善命令の対象となります。さらにこの改善命令に違反すると、3年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金または併科が処せられます。そして高濃度PCB廃棄物は行政による代執行によって処分され、行政はその費用を保管事業者から徴収することができます。

